

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市現代美術館
- 2 指定管理者 熊本市中央区上通町 2 番 3 号
公益財団法人 熊本市美術文化振興財団
理事長 池田 泰紀
- 3 指 定期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 11 年 3 月 31 日

(提出理由)

熊本市現代美術館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。